

2025 年 11 月 6 日

名古屋市長
広沢一郎 様

名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会
共同代表 斎藤縣三
小川直人

広沢市政における名古屋城木造天守復元事業について質問および要望

河村市政における名古屋城木造天守復元事業は、史実復元を目指す市民と誰も排除しないためエレベーター設置を求める障害者との間に深刻な分断を生み出し、市主催の討論会で差別発言が行われ、市職員も制止しないという最悪な状況を生み出すまでに発展してしまいました。この原因を作ったのは、様々な問題点を指摘されたにも関わらず、河村市長が「エレベーター設置をしない」という方針を撤回しなかったことです。このことにより、多くの人が傷つき、苦しめられました。令和 6 年 9 月に出された「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証についての最終報告書においても、前市長をはじめ幹部職員の人権意識の欠如が討論会における差別発言が生んだことを指摘しています。

こういった人権意識が欠如した前市長や幹部職員によって、バリアフリーよりも史実に忠実な復元が優先されるべきという考えのもと長年本事業は進められてきました。ということは、公平公正な観点から、本事業を 0 ベースで見直し、人権を重視するため、多くの立場の人が参画できる事業に転換しなければなりません。

障害者基本法第 3 条 1 項には「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。」が明記されています。

障害の有無で分け隔てられるこのない、差別のない名古屋市の象徴となるよう名古屋城木造天守を構築いただくことを強く望みます。

そこで、同じ過ちを繰り返さないためにも、以下の要望や質問に対し、文書にて市長の考えをお聞かせください。なお、頂いた回答につきましては、当団体ホームページ等を通じて、幅広く公表させていただくことをあらかじめご承知おきください。

(要望および質問は裏面へ)

要望および質問事項

1. 1960年代に建築された現天守の内部には、23人乗りのエレベーターが、2基設置されており、障害や高齢、子供などのすべての人が、分け隔てられることなく利用できていました。先人たちが積み上げてきた人権意識を無視し後退することは許されません。木造天守においても、大型のエレベーターを設置し、分け隔てられることのない、設計施工としてください。

2. 木造天守に関するバリアフリー設備の検討については、「バリアフリー整備相談支援事業当事者参画の場」で議論がはじまり、しかも非公開で行われました。もっと多くの障害当事者が参画でき、オープンな場で十分議論ができる専門の会議体を設置してください。

3. 情報公開を積極的に行ってください。これまでは市にとって都合の良い情報しか発信されませんでした。新技術開発を受注したMH I エアロスペース社の開発状況等はどうなったのでしょうか。

4. 広沢市長は、柱や梁を傷つけないで上層階を可能な限り目指すと発言されていますが、たとえば外付けエレベーターの設置検討もあってもよいのではないのでしょうか。人権を重視されるのであれば、これまで排除された方法も再検討が必要と考えますがいかがでしょうか。

5. 2022年10月24日付で名古屋市に対し、日本弁護士連合会より「人権救済申立事件につき」要望書が提出されました。要望書および添付された調査報告書に対する回答および考えをお聞かせください。

以上

＜令和7年11月6日(木) 15時30分～＞

名古屋城木造天守エレベーター設置を実現する実行委員会との懇談について

進行シナリオ

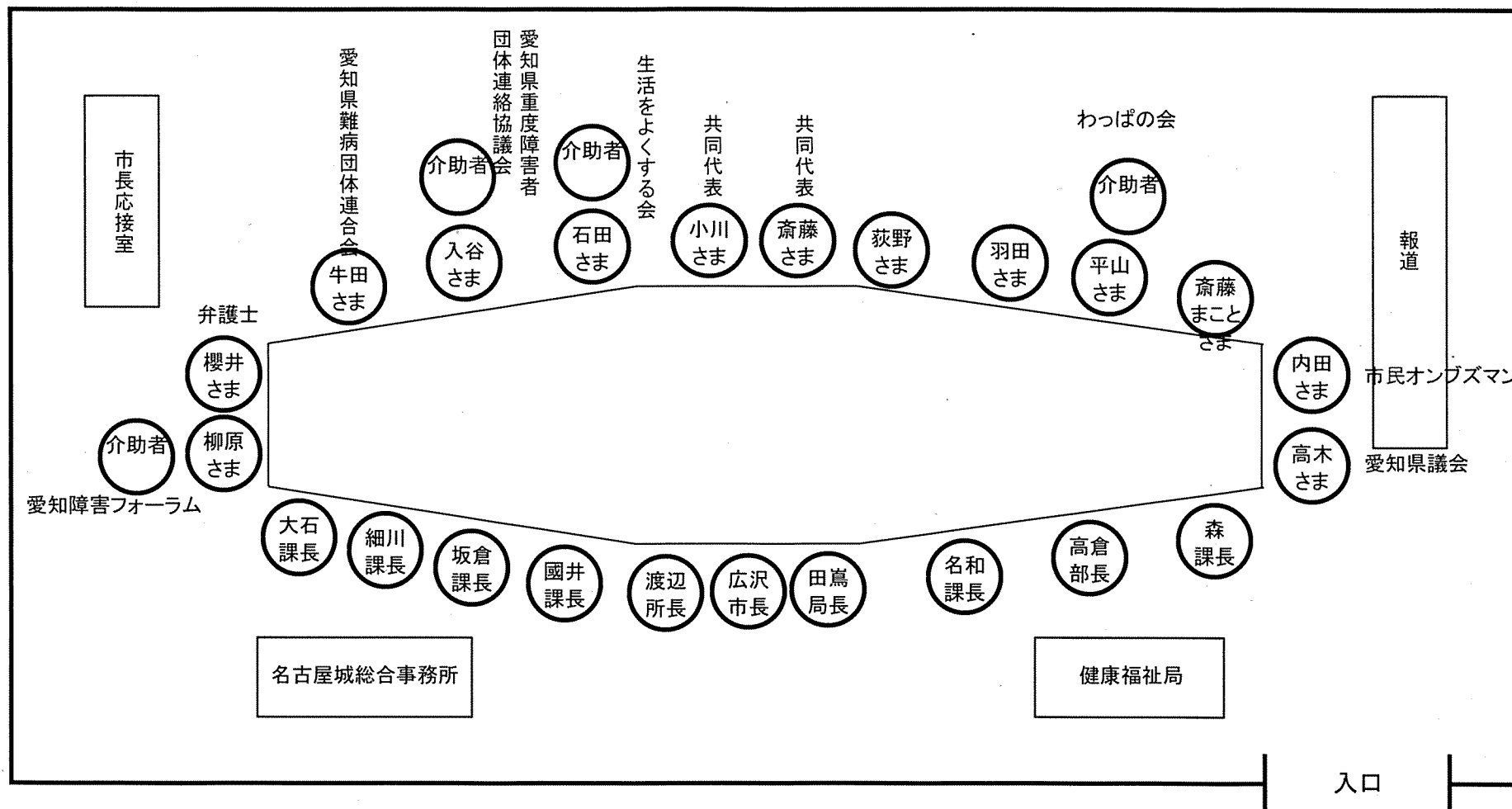
役 割	内 容
渡 辺 所 長	開会 それでは定刻になりましたので「名古屋城木造天守エレベーター設置を実現する実行委員会との意見交換」を開催させていただきます。 私は、本日の進行を担当させていただきます、名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 所長の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。
渡 辺 所 長	名古屋市関係者を紹介します。 名古屋市長の広沢でございます。健康福祉局担当局長の田畠、障害福祉部長の高倉以下、健康福祉局でございます。改めまして、私、観光文化交流局名古屋城総合事務所長の渡辺以下、名古屋城総合事務所でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。 では、開催にあたりまして、名古屋市長の広沢より一言ご挨拶を申し上げます。
広 沢 市 長	開会挨拶
渡 辺 所 長	意見交換開始 今回の意見交換にあたりましては、公務の都合により 16 時 30 分までとさせていただきますことにつきまして、ご理解賜りたく存じます。 それでは早速、意見交換を開始とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
実行委員会	【進行は実行委員会】 【～意見交換～】 ※渡辺所長 終了 10 分、5 分前に事務方がリミットの合図を出すので、それに併せ、「次のご意見で最後」等、アナウンスをお願いします。
渡 辺 所 長	意見交換終了 誠に申し訳ありませんが、市長の公務の都合もでございますので、本日のところは終了とさせていただきます。 最後に、名古屋市長の広沢より一言ご挨拶を申し上げます。
広 沢 市 長	閉会挨拶
渡 辺 所 長	ありがとうございました。

事務局用

	以上で本日の意見交換会を閉会とさせていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。 閉会
--	--

○実行委員会と市長との懇談会 座席表

(事務局用)



令和7年10月29日

名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会

共同代表 斎藤 縣三 様

小川 直人 様

名古屋市観光文化交流局長 佐治 独歩

「名古屋城木造天守昇降技術および市長発言の撤回要求と抗議」に対する回答について

日頃より、本市事業にご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

令和4年12月7日付の要求及び抗議につきましては、令和5年9月19日付の回答で「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別発言の調査・検証が終わった段階で回答したい旨をお伝えしておりましたが、令和6年9月18日に検証委員会から示された最終報告を踏まえて、令和7年5月に名古屋城天守閣整備事業の進め方に係る総括をとりまとめましたので、改めて下記のとおり回答いたします。

記

1 「抗議及び回答要求項目」1.、2. 及び3. について

名古屋城木造天守のバリアフリーの検討においては、公募により選定した垂直昇降設備の設置方針や障害者差別解消法の解釈について、前市長、所管副市長、観光文化交流局の間での十分な議論や共有が不足していたことなど、本市の事業の進め方に課題があったと認識しており、本市としましては深く反省しております。今後、天守閣整備事業における考え方や進め方について、個々の思いや考えで行動せず、様々な機会を捉え、議論を尽くし、市内部の認識を一致させた上で、事業を推進していくとともに、日本弁護士連合会からの要望書につきましては、本市としてしっかり受け止めて対応してまいります。

2 「抗議及び回答要求項目」4. 及び5. について

名古屋城天守閣整備事業においては、事業目的として、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の向上と理解促進を掲げており、文化庁の「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」に基づく「復元」として、豊富な史資料により、外観のみならず内部の意匠・構造等を含めて、可能な限り史実に忠実に天守を復元するとともに、多

くの方に木造天守の歴史的・文化的空間を体感していただけるよう、防災や観覧のために必要となる現代設備を付加することとしております。

なお、バリアフリー法の建築物移動等円滑化基準に対応するエレベーターについては、内部に設置する場合は、木造天守の柱・梁等の主架構を取り除く必要があり、伝統的な木造軸組建築である木造天守の構造、形式等に高い蓋然性を確保することが困難となり、外部に設置する場合は、相当規模の構造物を新設する必要があり、名古屋城本丸における天守の歴史的な景観を損なうとともに、特別史跡の地下遺構の保存に影響を及ぼすことになります。

そのため、より多くの方が上層階まで昇降できる技術を募り、実用化を図ることを目的として、令和４年度に「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」を実施しました。障害者や高齢者等の当事者からの意見聴取も経て選定した垂直昇降設備は、木造天守の柱・梁等の主架構を取り除かずに設置でき、ＪＩＳ規格で定める車いす（全長１２０ｃｍ以内、全幅７０ｃｍ以内）を使用する方と介助者との同乗が可能で、各階で乗り換えながら上層階を目指せる技術であり、木造天守のバリアフリーを実現するために非常に有効であると考えております。

本市としては、より多くの方に木造天守の優れた伝統技術や歴史的・文化的空間を体感し、親しんでいただけるよう、可能な限り上層階まで設置することを目指して、垂直昇降設備の技術開発や設置に伴う建物側の構造・防災等の課題検討を行うとともに、バリアフリー整備相談支援事業を活用して当事者参画の場を設けるなど、障害者や高齢者等の当事者との建設的な対話による相互理解のもと、木造天守のバリアフリーの検討を丁寧に進めてまいります。

【担当者連絡先】

観光文化交流局名古屋城総合事務所
担当課長（昇降技術開発等） 國井
担当課長（天守閣整備） 坂倉、細川
電 話 ０５２－２３１－２４８８
ＦＡＸ ０５２－２０１－３６４６

7 観名保第82号

令和7年10月29日

名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会

共同代表 齋藤 縣三 様

小川 直人 様

名古屋市観光文化交流局長 佐治 独歩

健康福祉局長 山田 隆行

「抗議及び回答要求文」に対する回答について

日頃より、本市事業にご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。
令和5年6月5日付の抗議及び要求につきましては、令和5年9月19日付の回答で「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別発言の調査・検証が終わった段階で回答したい旨をお伝えしておりましたが、令和6年9月18日に検証委員会から示された最終報告を踏まえて、令和7年5月に名古屋城天守閣整備事業の進め方に係る総括をとりまとめましたので、改めて下記のとおり回答いたします。

記

1 「抗議及び回答要求文」の1番目の事項について

令和5年6月に開催した「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」（以下「市民討論会」とします）については、令和4年度に実施した「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」により選定した垂直昇降設備の設置に対して、反対する意見や容認する意見などの様々な意見が寄せられたことから、設置範囲の方針については、改めて多くの市民の意見を聞いた上で、最終的に前市長の判断を仰ぐことが必要との結論に至り、市民アンケートと併せて実施したものです。

その市民討論会で生じさせた差別事案は、人権尊重、障害者差別解消を先導すべき行政として決してあってはならない問題であり、組織としてだけでなく、職員一人ひとりが重く受け止め、深く反省し、障害の有無にかかわらず、すべての人が暮らしやすい共生社会の実現に向けて、障害者施策を着実に推進するとともに、再発防止や信頼回復に全力を挙げて取り組んでいかなければならないと認識しております。

また、名古屋城天守閣整備事業においては、事業目的として、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の向上と理解促進を掲げており、文化庁の「史跡等における歴史的建造

物の復元等に関する基準」に基づく「復元」として、豊富な史資料により、外観のみならず内部の意匠・構造等を含めて、可能な限り史実に忠実に天守を復元するとともに、より多くの方に木造天守の優れた伝統技術や歴史的・文化的空間を体感していただけるよう、防災や観覧のために必要となる現代設備を付加することとしております。可能な限り上層階まで設置することを目指して、垂直昇降設備の技術開発や設置に伴う建物側の構造・防災等の課題検討を行うとともに、バリアフリー整備相談支援事業を活用して当事者参画の場を設けるなど、障害者や高齢者等の当事者との建設的な対話による相互理解のもと、木造天守のバリアフリーの検討を丁寧に進めることで、史実性とバリアフリーの両立を目指してまいります。

2 「抗議及び回答要求文」の2番目の事項について

今回の差別事案は「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」に反するものであり、二度とこのような差別事案を起こさないよう取り組んでまいります。

そのため、令和7年4月に本条例を改正し、市職員の責務として市職員対応要領を遵守し、率先して意識のバリアフリー行動を実践すること、事業者・市民の責務として、積極的に意識のバリアフリー行動を実践するよう努めること等を追加するとともに、差別事案の当事者が市の場合も含めた紛争解決の仕組みを規定いたしました。

今後、条例に基づいて市職員が適切な対応をとることができるよう研修等を通じて周知、徹底してまいりますとともに、市民・事業者に対しても条例の趣旨の周知を図り、市職員、事業者及び市民の意識のバリアフリー行動を推進し、障害を理由とする差別の解消に向けたさらなる取り組みを進めてまいります。

【担当者連絡先】

観光文化交流局名古屋城総合事務所
担当課長（昇降技術開発等） 國井
担当課長（天守閣整備） 坂倉、細川
電 話 052-231-2488
FAX 052-201-3646

令和7年10月29日

名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会

共同代表 斎藤 縣三 様

小川 直人 様

名古屋市観光文化交流局長 佐治 独歩

「名古屋城バリアフリー市民討論会における重大な人権侵害の原因究明及び再発防止対策検討のための第3者検証委員会設置の申し入れ」に対する回答について

日頃より、本市事業にご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。
令和5年6月13日付の申し入れにつきましては、令和5年9月19日付の回答で「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別発言の調査・検証が終わった段階で回答したい旨をお伝えしておりましたが、令和6年9月18日に検証委員会から示された最終報告を踏まえて、令和7年5月に名古屋城天守閣整備事業の進め方に係る総括をとりまとめましたので、改めて下記のとおり回答いたします。

記

1 「申し入れ」 1. について

垂直昇降設備の設置範囲の方針について、令和5年の初め頃に、前市長の「昇降設備を設置しない、または1階まで」との固い意思を感じた所管副市長から観光文化交流局に対して、「昇降設備を設置しない」という結論だけにはならないよう、「公募で選定した昇降設備を当初は設置せず、復元を進めて後から設置する」、もしくは、「公募の最低要求水準である1階まで設置する」との指示を受けましたが、その後、設置範囲の方針については、改めて多くの市民の意見を聞いた上で、最終的に前市長の判断を仰ぐことが必要との結論に至り、その旨を令和5年2月定例会本会議で所管副市長が答弁しており、令和5年3月の時点で方針を決定していたという事実はありません。

昇降設備の設置範囲の方針については、事業当初から市内部でも史実に忠実な復元や合理的配慮等にかかる考え方が十分に共有、議論されておらず、市としての方針を十分に理解してもらうための情報提供が不十分であったと認識しております。

2 「申し入れ」 2. について

令和5年6月3日の「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」（以下「市民討論会」とします）における差別事案発生後の令和5年8月18日に「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証委員会が設置され、第三者の公平・公正な立場から、障害当事者である弁護士を含む学識経験者委員において検証いただき、前市長以下関係職員等に対するヒアリングを実施されるとともに、市民討論会の企画や背景を含む資料などから原因究明を行った上で、令和6年9月18日に具体的な再発防止策を含めた最終報告書が示されました。

最終報告書を踏まえ、これまでの名古屋城天守閣整備事業の進め方に係る総括を行い、二度と同様の問題や更なる問題を生じさせないための再発防止策や今後の事業の進め方をまとめました。

3 「申し入れ」 3. について

市民討論会での差別事案については、人権尊重、障害者差別解消を先導すべき行政として決してあってはならない問題であり、組織のみならず、職員一人ひとりが重く受け止め、深く反省し、障害の有無にかかわらず、すべての人が暮らしやすい共生社会の実現に向けて、障害者施策を着実に推進するとともに、再発防止や信頼回復に全力を挙げて取り組んでいかなければならないと認識しております。

今後、事業を進めるにあたっては、二度と同様の問題や更なる問題を生じさせないよう、人権意識の向上や、市民向け説明会等の開催における人権侵害の防止などの適切な運営を行うとともに、バリアフリーの実現はすべての人の人権につながることであるという認識のもと、行政としてバリアフリーを推進するという姿勢を明確に示し、新たな対立を生まないよう正しい情報発信を行いながら、事業を適切かつ着実に進めてまいります。

4 「申し入れ」 4. について

木造天守のバリアフリーについては、「付加設備の方針」に基づき、令和4年度に「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」を実施しました。障害者や高齢者等の当事者からの意見聴取も経て選定した垂直昇降設備は、木造天守の柱・梁等の主架構を取り除かずに設置でき、JIS規格で定める車いす（全長120cm以内、全幅70cm以内）を使用する方と介助者との同乗が可能で、各階で乗り換えながら上層階を目指せる技術であり、木造天守のバリアフリーを実現するために非常に有効であると考えております。

本市としては、より多くの方に木造天守の優れた伝統技術や歴史的・文化的空間を体感し、親しんでいただけるよう、可能な限り上層階まで設置することを目指して、

垂直昇降設備の技術開発や設置に伴う建物側の構造・防災等の課題検討を行うとともに、バリアフリー整備相談支援事業を活用して当事者参画の場を設けるなど、障害者や高齢者等の当事者との建設的な対話による相互理解のもと、木造天守のバリアフリーの検討を丁寧に進めてまいります。

【担当者連絡先】

観光文化交流局名古屋城総合事務所

担当課長（昇降技術開発等） 國井

担当課長（天守閣整備）坂倉、細川

電 話 052-231-2488

FAX 052-201-3646

令和7年10月29日

名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会

共同代表 斎藤 縣三 様

小川 直人 様

名古屋市観光文化交流局長 佐治 独歩

スポーツ市民局長 鳥羽 義人

「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る
検証について（中間報告）に関する質問および要望」に対する回答について

日頃より、本市事業にご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

令和6年3月5日付の質問及び要望につきましては、令和6年3月28日付の回答で「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別発言の調査・検証が終わった段階で回答したい旨をお伝えしておりましたが、令和6年9月18日に検証委員会から示された最終報告を踏まえて、令和7年5月に名古屋城天守閣整備事業の進め方に係る総括をとりまとめましたので、改めて下記のとおり回答いたします。

記

1 アンケートおよび討論会の実施について

「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」（以下「市民討論会」とします）においては、市民討論会が人権に関わる訴えを聴く貴重で重要な場であるという認識が欠如し、障害者の方の意見を丁寧に伺うという点で十分な対応ができていなかったと認識しております。最終報告で根源的な背景・遠因として指摘された「人権感覚の希薄さ」を重く受け止め、特に、障害者や高齢者をはじめ配慮を必要とする当事者への人権に対する配慮について、十分に検討し、対応してまいります。

2 ヒアリング対象者について

「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証委員会（以下「検証委員会」とします）では、第三者の公平・公正な立場から、障害当事者である弁護士を含む学識経験者委員において、ヒアリングを含めた検証をいただきました。差別発言を生み出してしまうような環境を作った運営側である市としての責任

に焦点をあて、市に対する調査を基本としてヒアリングが実施されました。

3 アンケート調査項目について

市民アンケートで昇降設備を「設置しない」という選択肢を設定したことについては、前市長、所管副市長、観光文化交流局の間で昇降設備の設置方針等に対して十分な共有や議論が不足しており、市としての十分な共通認識がないままスケジュールを優先し、これまで積み上げてきた事業の経緯を前提とした進め方ができていなかったと認識しております。昇降設備をどこまで設置するのかを市民に問うのであれば、「設置しない」という選択肢を設定すべきでなかったと考えており、今後は、事業における考え方や進め方について、様々な機会を捉えて議論を尽くし、市としての共通認識のもと、事業を適切かつ着実に進めてまいります。

4 討論会の目的について

市民討論会は、昇降設備の設置にかかる市の方針の参考とするため、市民の皆様から意見を聴取することを目的に開催いたしました。が、「討論会」の名称で実施したことで、意見の対立を招く結果につながったものと認識しており、不適切であったと考えております。様々な意見が想定される重要な事業であったからこそ、「討論会」の名称について、その目的や内容を正確かつ端的に表現し、「市民への影響」の視点に立った、十分な検討と正確な情報発信が必要であったと感じており、今後は表現や発信方法を工夫することにより、事業の意義などについて、丁寧かつ分かりやすい情報発信に努めてまいります。

5 スケジュール設定について

事業が当初の計画から大きく遅れが生じている中、例年8月に開催されると聞いている文化庁の復元検討委員会に提出する整備基本計画の策定に間に合うよう、本市として、令和5年6月に市民討論会を開催することとしました。様々な意見が出されることを想定することが求められるにも関わらず、スケジュールを優先したことにより、開催に対する見込みの甘さや本事業の重要性に対する様々な意識の不足に至る一因となったと認識しております。今後のスケジュール設定においては、関係者との十分な議論や合意形成を図るなど、必要な手順を積み上げたものとし、状況の変化に応じて適切に見直すなど丁寧に進めてまいります。

6 討論会の内容について

市民討論会は、昇降設備の設置に対して、市民から反対する意見や容認する意見など様々な意見が寄せられていたことから、設置の賛成・反対を問わず市民の自由な意

見を尊重したいと考えていた中で、昇降設備の設置を前提として、何階まで設置するかという市民討論会の本来の開催目的や、さらには、より多くの方が上層階まで昇降できる技術を募るために障害者や高齢者等の当事者からの意見聴取も経て選定した経緯について、説明が不足しておりました。

今後、事業を進めていく上では、バリアフリーの実現は、全ての人の人権につながるものであるという認識のもと、行政として、木造天守のバリアフリーを推進するという姿勢を明確に示し、新たな対立を生まないよう、正しい情報発信を行いながら丁寧に進めてまいります。

7 市長のコメント

市民の自由な発言を尊重することは大切なことですが、差別を表現する自由ということは、いかなる場合でも認められるものではありません。行政として、差別を容認しない姿勢を毅然と示せなかったことは決して許されるものではなく、「表現の自由も全ての市民が等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重されることが前提である」との最終報告の指摘を真摯に受け止め、再発防止や信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

【担当者連絡先】

観光文化交流局名古屋城総合事務所
担当課長（昇降技術開発等） 國井
担当課長（天守閣整備）坂倉、細川
電 話 052-231-2488
FAX 052-201-3646